

【令和4年度輸出先国・地域における規制等への対応の強化委託事業
(プラットフォーム支援員による体制強化)】

概要レポート 第7回：EU の食品販売基準



Eurovision & Associates

2023 年 10 月

背景：欧州委員会は、乳製品や肉、野菜、果物などの食品の販売基準を定めた規則（EU）1308/2013を補うため、2023年8月、野菜、果物、バナナの販売基準に関する委任規則¹（C(2023)5448）と実施規則（C(2023)5449）²を採択した。これらの両規則は、2025年1月に施行開始となる。委任規則に関しては、各食品の販売基準を定めた三つの規則（規則（EC）No 1666/1999、規則（EU）543/2011、規則（EU）No 1333/2011、）を一つに統合したものである。今回の新委任規則の採択は、①EUのFarm to Fork戦略に記されている、消費者の情報アクセス性の向上と食品廃棄量の削減という2つの目的の整合性確保、②果物、野菜、バナナなどの農産物に関する販売基準の統一による旧規則の廃止に伴うものである。また、この委任規則は、無用な貿易障壁や、苺などの特定の果物に関する基準を回避するために、国連欧州経済委員会（UNECE）との整合性を確保している。

規則(EU) 1308/2013：規則（EU）1308/2013では、乳製品や肉、野菜、果物などの食品の販売規則が記されている。今回採択された委任規則は、より詳細に販売基準を設定することで規則（EU）1308/2013を補完している。また、規則（EU）1308/2013では、規則（EC）1324/2007に代わり、農産物市場の安定を目的とした単一共通市場(CMOs)を定めている。さらに、本規則では、非EU加盟国との貿易、市場競争、欧州委員会による市場介入に関する規則も定められている³。

新委任規則：上述の通り、新委任規則は果物、野菜に関するより詳細な販売基準を設定している。新規則は、一般的な販売基準と個別の販売基準の2種類に分かれる。個別の販売基準が適用されない果物と野菜は一般的な販売基準が適用される。また、本規則では、適用外の製品も定められており、対象は主に以下の通りである⁴。

- ① 加工用および飼料用製品
- ② 生産者によって、所有地内または管轄当局が定める所定の生産地域内で、個人使用を目的に消費者に直接販売される製品
- ③ 果物および野菜製品に分類される植物の種子の発芽後、食用として販売される製品で、伝統的製法もしくは地産地消が確立している製品

また、本委任規則は、EU域外からの輸入製品に関する規則も規定しており、輸入製品はEUの販売基準に適合している、もしくは、同等の基準に適合していることを検査機関による検査を通して証明しなければならない。検査に合格した場合、販売基準を満たしていることの証明書が検査を実施した検査機関より発行される⁵。製品の出荷前に、第三国さらに、

¹ [https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/PIN/?uri=pi_com:C\(2023\)5448](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/PIN/?uri=pi_com:C(2023)5448)

² [https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/PIN/?uri=PI_COM:C\(2023\)5449](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/PIN/?uri=PI_COM:C(2023)5449)

³ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32013R1308>

⁴ https://eur-lex.europa.eu/resource.html?uri=cellar:c854bb3a-3d2e-11ee-a97e-01aa75ed71a1.0024.02/DOC_1&format=PDF

⁵ https://agriculture.ec.europa.eu/farming/crop-productions-and-plant-based-products/fruit-and-vegetables/conformity-checks_en

欧州委員会は、EU 域内への輸入に先立ち、第三国が実施する販売基準の適合性検査を認めることもできる。また、同規則にて、EU 域外の国に所属する販売基準の検査機関は、政府または管轄当局によって正式に承認されていなければならないとしている。

さらに、同委任規則は、混合原材料製品に関する規則も定めている。この規則では、混合原材料製品に使用されるすべての原材料は、それぞれの販売基準に適合していなければならない。一方で、製品固有の販売基準が存在しない場合は、一般的な販売基準が適用される。

なお、小売段階において、小売業者はラベル表示について原産国、重量などの情報を消費者の混乱を招かないよう明確に表示しなければならない。

販売基準の例（バナナ）：バナナは、外観、大きさ、鮮度、表面の傷み、害虫の有無などの詳細な販売基準が定められている。さらにこれらの基準を基に「特類」、「1 類」、「2 類」の 3 つのグループに分類される⁶。これらのグループに分類されたバナナは、消費者市場での販売が許可される。さらに、同規則では、包装資材や包装紙などの包装に関する基準やラベル情報、包装上の表示位置などのラベルに関する基準も定められている。

新実施規則：新実施規則では、前述の委任規則が対象とする食品に対して販売基準の適合性検査、適合性検査後の不適合通知に関する規則を定めている。本実施規則にて、EU 加盟国は所轄官庁ならびに検査機関（民間または公的機関のいずれでも可）の両方を所持する義務が定められている。これらについては、EU 加盟国が責任を持って、名称、住所、メールアドレスなどの基本情報を欧州委員会に通知しなければならない。検査機関は、加盟国を代表し、貿易業者に対し、EU 域内貿易を行うための権限を与えることになる。

この規則に従い、EU 加盟国または前述の所轄官庁は、委任規則に記載された製品の取引業者を登録するデータベースの構築もしくは、すでに存在するプラットフォームを利用することとなる。このデータベースは、規則違反業者を検知する上で重要なプラットフォームであることから、事業者は、EU 加盟国が指定する以下のような情報の提出義務がある⁷。

- ① 事業者をリスクカテゴリーに分類するために必要な情報
- ② 各取引業者の過去の検査で検知された項目に関する情報
- ③ 販売基準への適合に関する品質保証システムまたは自己チェックシステムの有無に関する情報

また、EU 加盟国の検査機関は、販売基準に適合する業者を認可することができる。審査基準は、リスク分析に基づき、適切な頻度で、EU 加盟国が作成したデータベースの情報に基づいて検査が実施される。検査は、販売基準への準拠の保証と、不正行為や虚偽行為の可

⁶ [https://ec.europa.eu/transparency/documents-register/detail?ref=C\(2023\)5448&lang=en](https://ec.europa.eu/transparency/documents-register/detail?ref=C(2023)5448&lang=en)

⁷ https://eur-lex.europa.eu/resource.html?uri=cellar:11b7bb48-3d22-11ee-a97e-01aa75ed71a1.0001.02/DOC_1&format=PDF

能性の特定を目的としている。EU 加盟国は、検査で重大な不正や違反が判明した際、検査の頻度を増やすことができる。検査のために、貿易業者は、検査機関が適合性検査の実施に必要なあらゆる情報と施設や設備等を提供しなければならない。

適合性検査の実施に関し、第三国の検査機関は、欧州委員会への連絡義務を果たした上で実施することとなる。EU 加盟国の検査機関と同様に、第三国の検査機関の情報も、欧州委員会のウェブサイトからアクセスできる⁸。欧州委員会は、相当数のロットまたは数量において、商品が第三国の検査機関によって発行された適合証明書の情報と一致しないことが判明した場合、第三国が実施する適合性検査の承認を停止することができる。

加えて、本規則では、販売基準の適合検査において違反が発見された製品や取引業者の不適合が発覚した後の処置についても規定されている。例えば、検査機関が不適合を発見した場合、不適合証明書を発行しなければならない。また、原則として、不適合が発見されたあらゆる製品は、発見された国から移動できないことに加え、検査機関は、不適合製品が市場に出回らないようにしなければならない。

結び：EU は、Farm to Fork 戦略にて設定された目標の一環となる消費者の情報アクセス向上と食品廃棄量の削減のために、野菜、果物に関する販売基準と事業者の販売基準遵守の保証を目指し委任規則と実施規則を採択した。これは、規則(EU) 1308/2013 の、より安全な食品を EU 域内の消費者に届けるという目的にも資するものである。また、新委任規則では、基準未満の食品については、限定的に一部の市場に出回ることが許されている。今後、上述の戦略目標である食品廃棄の減少をさらに推進する上で、現行の販売基準値と食品廃棄量の関連性を調査した上で、販売基準の見直しの必要有無を検討する必要があるだろう。また、今回の野菜と果物に関する販売基準値の設定では、現在、EU が注力している有機栽培品は対象になっていない。有機栽培品を、今回適用される販売基準に沿って検査されるのか有機栽培品向けの販売基準を新たに設けるのかについては今後、注視する必要がある。

⁸ https://agriculture.ec.europa.eu/farming/crop-productions-and-plant-based-products/fruit-and-vegetables_en#marketing-standards

参考：品目別に見る販売基準（一部抜粋）

品目の選定は、令和４年に農林水産省より発表された輸出拡大実行戦略より選定⁹

（１）サイズ・重さ・果汁含有量・糖酸比

	最小サイズ (直径 mm)	重さ (g)	最低果汁含有量 (%)	最低糖酸比	熟成度* (° Brix ¹⁰)
温州みかん	45mm		33%	6.5:1	
その他のミカン品 種とその交配種*	45mm		33%	7.5:1	
りんご	60mm	90g			10.5° Brix (サイズが直径 50mm 以下、重さ 70g 以下のものに対応)
ぶどう					12° Brix－14Brix° (種類によっ て異なる)

*熟成度は Brix Level と呼ばれる、比重によって液体中の溶存固形分量を示す尺度であり、特に溶存糖の測定に用いられる。Brix の１度は、100g の溶液中に 1g のスクロース（糖分の一種）を含むことを意味する。

（２）品質に基づいた製品のランク設定基準

	特類	一類	二類
--	----	----	----

⁹ <https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/progress/attach/pdf/index-1.pdf>

¹⁰ <https://www.mt.com/us/en/home/perm-lp/product-organizations/ana/brix-meters.html#:~:text=Brix%20is%20a%20measure%20of,in%20100%20grams%20of%20solution.>

柑橘類	-ごくわずかな表面的な欠陥を除き、農産物の一般的な外観、品質、保存性、包装形態に影響を与える欠陥がないこと。	以下の軽微な欠陥は、農産物の一般的な外観、品質、保存性、包装形態に影響を与えない場合に限り、認められる： - 形状異常 - 色調欠陥（日焼けを含む） - 果肉に影響を与えない程度の進行性のある果皮損傷 - 果実が形成される過程で発生する、シルバースカーフ、ラッセル、害虫などの外的起因の果皮異常 - 電害、摩擦、取り扱いによる損傷など、機械を要因とする異常 - みかん類の果実と果皮（または果皮）の剥離。	柑橘類の品質、保存性、表示に関して、柑橘類の本質的な特徴を保持している場合以下の異常は許容することができる： - 形状異常 - 日焼けを含む色調異常 - 果実が形成される過程で生じる果皮の欠陥、例えば、シルバースカーフ、ラッセル、害虫の被害など、 - ひょう害、摩擦、取り扱いによる損傷など、機械的な原因の治癒済みの欠損 - 果皮の荒れ - オレンジ：果皮（または果皮）のわずかな部分的剥離、みかんグループのすべての果実については、果皮（または果皮）の部分的剥離。
りんご	-品種に特徴的な以下の表面の色の最低割合をクリアしていなければならない：	その品種に特徴的な以下の表面の色の最低割合をクリアしていなければならない： 1. グループ A に属する品種	特類、一類に分類できず、かつ、りんご販売基準にて指定された最低条件を満たすりんごが含まれる：

	1. グループ A に属する品種 →表面の 3/4 が赤色、 2. グループ B に属する品種 →赤色混じりの表面の 1/2、 3. グループ C に属する品種 →表面の 1/3 がわずかに赤色、赤みがかった色、または縞模様であること、 4. カラーグループ D →規定なし -果肉のあらゆる異常を認めない。 -外観、品質、保存性、包装形態に影響を与えない程度の以下記載の異常は許容される 1. 表皮異常 2. 以下の褐色点の模様 a. 褐色の斑点は茎腔のみでざらざらしていない感触のもの b. 褐色の斑点が茎の空洞の外に出ていないもの 3. 果皮の剥離	→表面の 1/2 が赤色、 2. グループ B に属する品種 →赤色混じりの表面の 1/3、 3. グループ C に属する品種 →表面の 1/10 がわずかに赤色、赤みがかった色、または縞模様であること、 4. カラーグループ D →規定なし -果肉のあらゆる異常を認めない。 -外観、品質、保存性、包装形態に影響を与えない程度の以下記載の異常。 1. 形状異常 2. 発達異常 3. 色調異常 4. 総評面積が 1cm² を超えず、変色していない打痕 5. 長さ 2cm 以下の皮膚欠損 a. 細長い形状の欠損は長さ 2cm 以内 b. ただし痂皮は例外で、累積面積 0.25cm² を超えないものとする	-果肉に大きな異常がないこと。 -以下の欠点は、品質、保存性、外観に関してリンゴの本質的な特徴を保持している場合に限り認められる： 1. 形状異常 2. 発育異常 3. 着色異常 4. 総評面積が 1.5cm² を超えず、変色していない打痕 -以下記載の果皮異常。 1. 長さ 4cm を超えない皮膚異常： 2. かさぶた (<i>Venturia inaequalis</i>) は例外とし、累積面積が 1cm² を超えてはならない -以下の褐色点の模様 1. 褐色の斑点で、茎や雌しべの空洞を越え、わずかにざらざらしているもの。
--	--	--	---

	4.ごくわずかな褐色の斑点	-以下の褐色点の模様。 1. 果梗または雌しべの空洞からわずかに露出しているが、ざらざらしていない。 2. 果実表面の 1/5 を超えず、果実の一般的な色調と強いコントラストを成さない、網目状の薄い果皮剥離。 3. 果実の全表面の 1/20 を超えない褐変 4. 薄い網目状の褐色斑点と一般的な褐色斑点を合わせて果実の全表面の最大 1/5 を超えてはならない。	2. 果実表面の 1/2 を超えず、果実の一般的な色調と強いコントラストをなさない、網目状の薄い果皮剥離。 3. 果実の全表面の 1/3 を超えない褐変 4. 薄い網目状の褐色斑点と一般的な褐色斑点を合わせて果実の全表面の最大 1/2 を超えてはならない。
ぶどう	果実は堅く、枝に強固に付着し、果梗に沿って均等な間隔を保ち、果実の花はほとんどそのままでなければならない。 ごくわずかな表面的な欠点を除き、欠点がないこと。ただし、外観、品質、保存性、包装形態に影響がないことを条件とする。	果実は堅く、枝に強固に付着し、可能な限り花はそのままでなければならない。ただし、特類に比べ、果梗の間隔が均一でない場合がある。 ただし、以下のようなわずかな異常は、農産物の一般的な外観、品質、保存性、包装形態に影響を与えない限り認められる： - 形状異常 - 色調異常 -果皮のみに影響を及ぼすごくわずかな日焼け、	特類、一類に分類できず、かつ、りんご販売基準にて指定された最低条件を満たすりんごが含まれる： 外観、品質、保存性、包装形態に影響を与えない程度の以下記載の異常は許容される -房の形状異常 -発育異常 -色調異常 - 形状の欠陥、色調の欠陥、果皮のみに影響を及ぼすわずかな日焼け、

			- わずかな傷 - 果皮の異常 果実は十分に硬く、枝に強固付いていなければならない。また、可能であれば、花が開花していること。果梗に沿った果実の間隔は、クラスIよりも狭くてもよい。 以下の異常は、ぶどうが、品質、保存性、外観に関して、その本質的な特徴を保持している場合に許される：
--	--	--	---

以上